

第28号議案

北播衛生事務組合同規約の変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播衛生事務組合同規約を変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

北播衛生事務組合同規約の一部を改正する規約

北播衛生事務組合同規約（昭和37年北播衛生事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「管理者の属する」を「組合の事務所が所在する」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

第 28 号議案 要旨

北播衛生事務組合理約の変更（要旨）

1 協議理由

北播衛生事務組合の会計管理者を組合事務所が所在する市の会計管理者をもって充てることとするため、北播衛生事務組合理約の一部を変更する。

2 協議内容

管理者の属する市の会計管理者から、組合の事務所が所在する市の会計管理者とする。

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>管理者の属する</u>市の会計管理者をもってこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>組合の事務所が所在する</u>市の会計管理者をもってこれに充てる。</p> <p>4 (略)</p>